

特別顧問、特別参与及び特別調査員設置要綱新旧対照表（抄）

現 行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、都政改革を推進するため、特別顧問、特別参与及び特別調査員（以下「特別顧問等」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第6条まで （略）</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第7条 特別顧問等に対する報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）に基づいて支給する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、特別顧問等の設置に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、都政改革を推進するため、都政改革本部に特別顧問、特別参与及び特別調査員（以下「特別顧問等」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第6条まで （現行のとおり）</p> <p><u>(職務の公表)</u></p> <p><u>第7条 知事は、特別顧問等が従事した職務の遂行に係る情報について、別に定めるところにより、その概要を公表するものとする。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p><u>第8条</u> 現行の第7条と同じ</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> 現行の第8条と同じ</p>